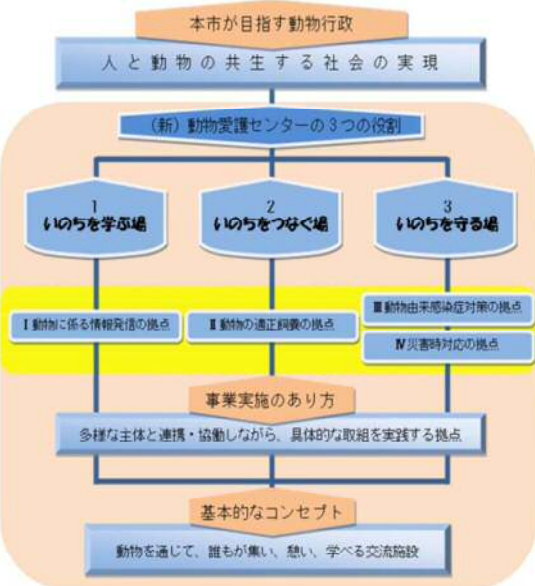


1 基本計画について

■本計画の性格

平成26(2014)年10月に策定した「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」に基づき、動物愛護センターの整備方針や運営方針、施設規模、施設の機能を踏まえた必要諸室等、具体的な整備について検討し、策定するものです。

■動物愛護センターの基本的なコンセプト



2 川崎市の動物行政の執行体制

動物関係業務の執行については、健康福祉局生活衛生課、動物愛護センター、各区役所が連携しつつ、適切な役割分担を行いながら、必要に応じてボランティアや動物病院等の協力を得て取組を進めています。

■生活衛生課

企画調整業務、広報・啓発関係業務、国や他都市との連絡調整、法制関係業務を執行しています。

■動物愛護センター

動物行政の具体的な取組を実施する中核施設として、多様な主体と連携し、動物愛護の普及啓発や動物の保護・収容・返還・譲渡等を行い動物の適正飼養の推進を図りながら関係法令業務を遂行しています。

■各区役所

区役所は各区における動物行政の活動拠点として重要な位置を占めており、各地域で実施される普及啓発活動の支援や動物愛護と適正飼養の普及啓発を図るとともに、動物に起因する生活環境被害等の相談に対応し、地域課題の解決のための支援を実施しています。

3 整備における基本的な考え方

(1) 動物愛護センターで行う事業

いのちを学ぶ場	いのちをつなぐ場			いのちを守る場			
動物愛護普及啓発事業 ・動物愛護教室 小学生等を対象に、命の大切さを実感し、優しさや思いやりの心を育むための啓発を行う。 ・飼育体験教室 センターで飼養する動物を観察し、世話等をする飼育体験を通じて動物の生態や飼育管理について学ぶ。 ・施設見学 ・実習生の受け入れ など	適正飼養推進事業 ・犬のしつけ方教室 市民対象に犬の「しつけ方」を学ぶ教室を開催する。 ・健康管理 動物種ごとの適切な収容室で健康管理を行う。 ・野良猫等の不妊去勢手術 など	動物の保護収容事業 ・飼養管理 保護収容動物を適正な環境で飼養管理する。 ・健康管理 動物種ごとの適切な収容室で健康管理を行う。	動物の返還事業 ・返還率の向上 収容動物の公示、HP等への掲載を行う。マイクロチップリーダーによる読み取りを行う。 ・飼い主指導	動物の譲渡事業 ・譲渡へ向けた取組 動物が新しい飼い主とコミュニケーションが図れるようなしつけや環境の提供 ・団体への譲渡 新たな飼い主を見つける活動を行う団体や個人を対象とした譲渡を実施。 など	動物取扱業関係事業 ・動物取扱業者の適正化 特定動物関係事業 ・特定動物の適正管理 鳥獣保護法関係事業 ・鳥獣の捕獲・飼養登録等	動物由来感染症対策事業 ・動物由来感染症に係る普及啓発 動物由来感染症に関する情報収集や情報発信を行う。 ・狂犬病予防対策事業 ・犬の登録と狂犬病予防注射 ・狂犬病発生時の対応	動物に係る防災対策 ・被災動物の保護収容 災害発生時に、被災動物の救援拠点とする。 ・物品の備蓄等 ・飼い主への啓発

(2) 整備運営形態

- ・法令に基づき市が直接実施すべき業務が多い
- ・健康危機管理や緊急対応に関わる業務が多い

効率的で質の高い公共サービスを提供するため公設公営で実施

★ 動物の飼養管理、動物の搬送及び鳥獣保護関係の一部業務委託等今後調整を進める。

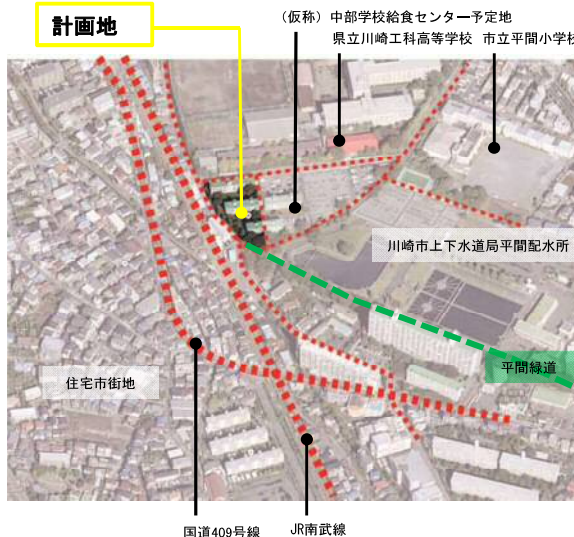
(3) 開館日

多くの市民の方が利用しやすい環境を整える必要があることから、土曜、日曜等の開館について検討し、体制の整備を図る。

4 施設計画

(1) 計画地の立地特性等

計画地：川崎市中原区上平間1700番8



- ・駅に近い立地
- ・交通の利便性がよい
- ・計画地の南西側に平間緑道等の歩行者空間あり
- ・県立川崎工科高等学校、平間小学校が立地
- ・近隣には(仮称)中部学校給食センターの建設予定地や住宅等がある。

(2) 施設整備に係るコンセプト

動物の愛護と適正飼養を推進する施設

動物の保護機能の更新を図り、他の動物取扱施設に対する先導的な施設

市民が親しみやすい施設

- ・地域に開かれた交流施設
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、親しみやすい施設

周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設

- ・防音、防臭、集塵等周辺環境への配慮
- ・周辺地域の景観等に調和した施設計画
- ・省エネルギー設備採用等地球環境への配慮

参加・協働による取組を推進する施設

近隣に教育施設が立地していることも踏まえ、動物愛護について学べる空間の創出、参加・協働による動物行政を推進しボランティア活動が行いやすい施設

災害時等にも適切な対応ができる施設

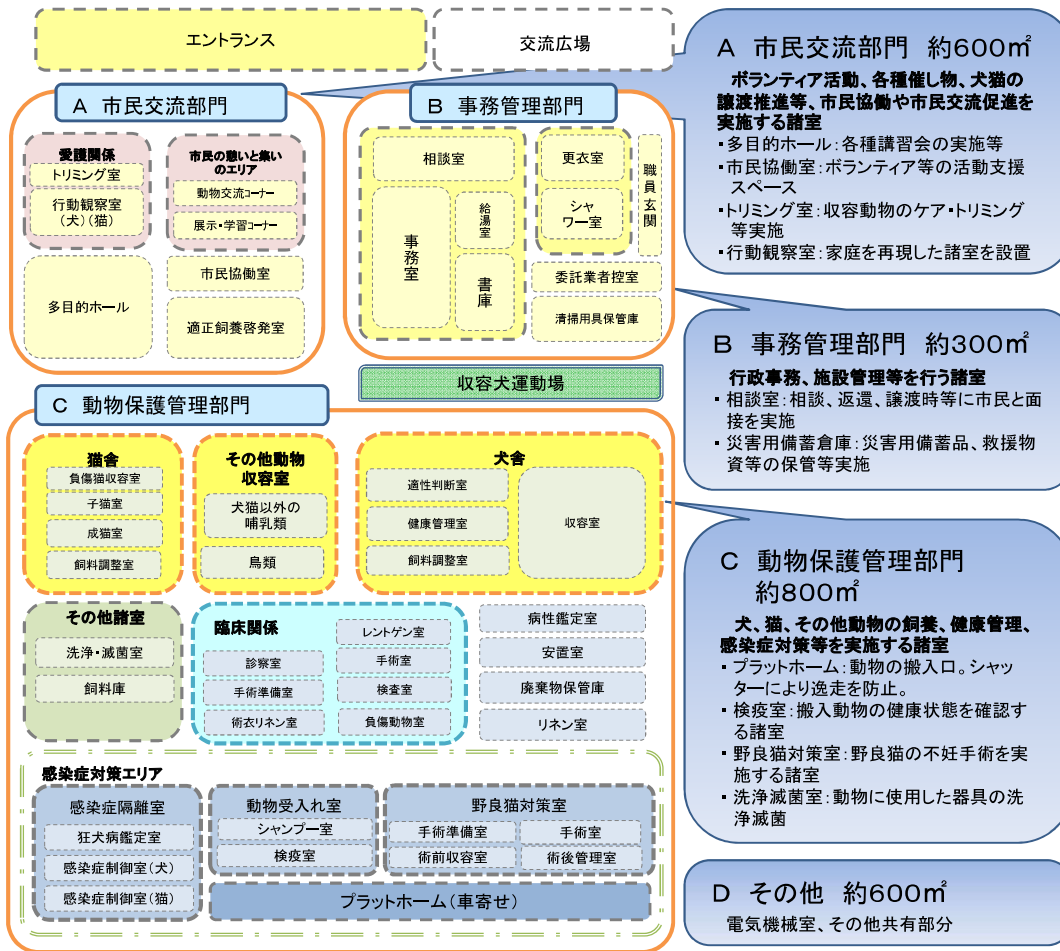
耐震性を備え、非常時の連絡手段の確保や、太陽光発電などの再生可能エネルギーや非常用電源の確保等の整備について検討

川崎市動物愛護センター整備基本計画 概要版

4 施設計画

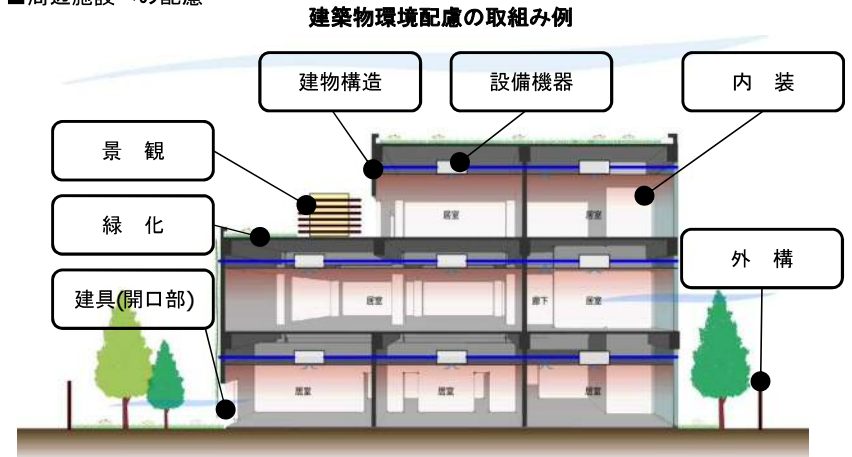
(3)ゾーニング計画と主な諸室

動物愛護センターのコンセプトを踏まえ、建物に必要な主な諸室は下記のとおりです。
なお、具体的な諸室等の規模については、設計等の整備計画の中で確定していく予定です。



(4)環境配慮計画

■周辺施設への配慮



※ イラストの建物は環境配慮を説明するためのイメージ図です。

建物構造
鳴き声を外部に伝えない、防音・遮音効果の高い建物構造とします。

外構
動物の逸走を防ぐためのフェンスを設置します。

設備機器
動物の臭気対策、毛などの飛散防止及び埃などの効率的な除去を行うため、脱臭・集塵機能を搭載した設備を採用します。

景観
外観は、周辺と調和した色彩とし、景観に配慮した計画とします。

内装
吸音効果に優れた材料を採用し、鳴き声等による外部への影響を軽減します。
床材は「汚れにくい」「毛が舞いにくい」など衛生を保持しやすい材料を採用します。

緑化
敷地内の植栽や建物屋上・壁面の緑化を図ります。

建具(開口部)
防音・遮音・防犯性に優れた建具を採用します。

■地球環境への配慮

- ・建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)Aランクを目指す
- ・「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの優先的な利用
- ・「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を踏まえ、木材利用について検討

(5)ユニバーサルデザインの導入

川崎市福祉のまちづくり条例の基準を満たした施設を目指す

5 今後の整備スケジュール

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
基本計画	→					
設計		基本・実施設計				
工事等				工事	開所	
条例等					川崎市動物愛護センター条例改正	